



# 埼玉県報

第119号  
令和2年(2020年)  
6月30日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則（高齢者福祉課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則（障害者福祉推進課）
- 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則（少子政策課）
- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（健康長寿課）
- 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）

### 告示

- 令和2年度地籍調査事業計画の決定（土地水政策課）
- 公文書の開示の実施状況の公表（文書課）
- 医療機関等向けサージカルマスクに関する契約の相手方等の公示（環境政策課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)

- 備前堀土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 羽生領島中領用排水路土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 新座都市計画事業施行の周知（道路街路課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 大宮公園清掃・警備業務委託に関する入札公告（大宮公園事務所）
- 指定確認検査機関の監督命令（建築安全課）
- 検視支援システムタブレット端末機器等の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 特定計量器定期検査（集合検査）（計量検定所）
- 特定計量器定期検査（県の巡回検査）（計量検定所）
- 特定計量器定期検査（指定定期検査機関の巡回検査）（計量検定所）
- 県道根岸本町線の区域の変更（さいたま県土整備事務所）
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）

# 規則

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

## 埼玉県規則第六十五号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和三十九年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「条例、定款その他の基本約款」を「届出者の登記事項証明書又は  
「1 収支予算書及び事業計画書

条例」に改め、  
2 市町村の委託を受けて老人居宅生活支  
委託に係る契約書

援事業を行おうとする者にあつては、当該  
「市町村の委託を受けて老人居宅  
委託に係る契約書  
」

生活支援事業を行おうとする者にあつては、当該委  
託に係る契約書  
」

「(1) 土

(2) 収

(3) 当

うと

(4) 市

地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類

支予算書及び事業計画書

該区域外に施設を設置しようとする市町村にあつては、その施設を設置しよう  
する区域の市町村の同意書  
」

町村以外の者にあつては、定款その他の基本約款

市町村以外の者にあつては、届出者の登記事項証明書」に改め、  
様式第五号及び様式第六号を次のように改める。

養護老人ホーム等設置届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

市町村長 印

(地方独立行政法人の長 印)

老人福祉法による養護老人ホーム  
特別養護老人ホームを設置したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
  - (1) 建物（規模及び構造）
  - (2) 設備
  - (3) 土地（敷地の面積、借地等の有無）
- 3 施設の運営の方針（運営規程等）
- 4 入所定員  
定員 人
- 5 職員の定数及び職務の内容
- 6 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
- 7 事業開始の予定年月日
- 8 その他
  - (1) 地方独立行政法人が設置しようとする場合にあつては、届出者の登記事項証明書
  - (2) 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる書類
    - ア 埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）第76条（条例第117条において準用する場合を含む。）又は第103条（条例第121条において準用する場合を含む。）に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程
    - イ 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
    - ウ 職員の勤務の体制及び勤務形態
    - エ 条例第96条第1項（条例第111条、第117条又は第121条において準用する場合を含む。）に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（条例第96条第2項（条例第111条、第117条又は第121条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

添付資料

2の詳細を記載した土地及び建物の平面図、建物の立体図及び立面図並びに設備の配置図

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請に係る施設の設置者

所在地

名称

代表者氏名

㊟

老人福祉法による養護老人ホームの設置について認可を受けたいので、下記の特別養護老人ホーム

とおりに申請します。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
  - (1) 建物（規模及び構造）
  - (2) 設備
  - (3) 土地（敷地の面積、借地等の有無）
- 3 施設の運営の方針（運営規程等）
- 4 入所定員  
定員 人
- 5 職員の定数及び職務の内容
- 6 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
- 7 事業開始の予定年月日
- 8 その他
  - (1) 申請者の登記事項証明書
  - (2) 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる書類
    - ア 埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）第76条（条例第117条において準用する場合を含む。）又は第103条（条例第121条において準用する場合を含む。）に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程
    - イ 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
    - ウ 職員の勤務の体制及び勤務形態
    - エ 条例第96条第1項（条例第111条、第117条又は第121条において準用する場合を含む。）に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（条例第96条第2項（条例第111条、第117条又は第121条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

添付資料

- 2の詳細を記載した土地及び建物の平面図、建物の立体図及び立面図並びに設備の配置図

## 附 則

- 1 この規則は、令和二年七月一日から施行する。
- 2 改正前の老人福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

# 規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

## 埼玉県規則第六十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

### 様式第一号中

「	(姓)										性別	「
	男・女											

を

「	(姓)										(名)	「
---	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	---

に、「明治・大正・昭和・平成」を「明治・大正・昭和・平成・令和」に改める。

--	--	--	--	--	--

### 様式第二号中

「	明治・大正・昭和・平成	年	月	日	生	(	歳)	」	男	・	女	」	を	「	明治・大正・昭和	年	月	日	」
---	-------------	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	----------	---	---	---	---

「平成・令和生（歳）」に改める。

### 様式第三号中

「	性別	」	を	「	生年月日	」	に改める。
---	----	---	---	---	------	---	-------

### 様式第四号中

「	性別	」	を	「		」	に改める。
---	----	---	---	---	--	---	-------

### 様式第五号中

「	性別	」	を	「		」	に改める。
---	----	---	---	---	--	---	-------

### 附 則

- 1 この規則は、令和二年七月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第六十七号

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（昭和四十八年埼玉県規則第二十四号）の一部を次のように改める。

第五条第一項第一号中「第八条第五項」を「第八条第六項」に改める。

第六条第二項中「第八条第四項」を「第八条第五項」に改める。

第十一条中「修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金」を「母子福祉資金」に改める。

第二十二条の表第五条第一項第一号の項中「第八条第五項」を「第八条第六項」に、「第三十一条の六第五項」を「第三十一条の六第六項」に改め、同表第六条第二項の項中「第八条第四項」を「第八条第五項」に、「第三十一条の六第四項」を「第三十一条の六第五項」に改める。

第二十三条の表第五条第一項第一号の項中「第八条第五項」を「第八条第六項」に、「第三十七条第五項」を「第三十七条第六項」に改め、同表第六条第二項の項中「第八条第四項」を「第八条第五項」に、「第三十七条第四項」を「第三十七条第五項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。



# 規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 埼玉県規則第六十八号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

C <sub>1</sub>	A階層及びB階層を 除き前年の所得を 非課税世帯	当該年度分の市町村民税所得割非課 (均等割のみ課税)
D <sub>1</sub>	A階層及びB階層を 除き前年の所得を 課税世帯であつて、 その税額で、分 が次の額であるもの	2,400円以下
D <sub>2</sub>		2,401円以上 4,800円以
D <sub>3</sub>		4,801円以上 8,400円以
D <sub>4</sub>		8,401円以上 12,000円以
D <sub>5</sub>		12,001円以上 16,200円以
D <sub>6</sub>		16,201円以上 21,000円以
D <sub>7</sub>		21,001円以上 46,200円以
D <sub>8</sub>		46,201円以上 60,000円以
D <sub>9</sub>		60,001円以上 78,000円以
D <sub>10</sub>		78,001円以上 100,500円以
D <sub>11</sub>		100,501円以上 190,000円以
D <sub>12</sub>		190,001円以上 299,500円以
D <sub>13</sub>		299,501円以上 831,900円以
D <sub>14</sub>		831,901円以上 1,467,000円以
D <sub>15</sub>		1,467,001円以上 1,632,000円以
D <sub>16</sub>		1,632,001円以上 2,302,900円以
D <sub>17</sub>		2,302,901円以上 3,117,000円以
D <sub>18</sub>		3,117,001円以上 4,173,000円以
D <sub>19</sub>		4,173,001円以上

別表第一中

税	C	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ	
		課税世帯	課税額
	D <sub>1</sub>	3,000円以下	
	D <sub>2</sub>	3,001円以上	5,800円以下
	D <sub>3</sub>	5,801円以上	8,700円以下
	D <sub>4</sub>	8,701円以上	13,000円以下
	D <sub>5</sub>	13,001円以上	17,400円以下
	D <sub>6</sub>	17,401円以上	22,400円以下
	D <sub>7</sub>	22,401円以上	28,200円以下
	D <sub>8</sub>	28,201円以上	58,400円以下
	D <sub>9</sub>	58,401円以上	75,000円以下
	D <sub>10</sub>	75,001円以上	96,600円以下
	D <sub>11</sub>	96,601円以上	121,800円以下
	D <sub>12</sub>	121,801円以上	175,500円以下
	D <sub>13</sub>	175,501円以上	221,100円以下
	D <sub>14</sub>	221,101円以上	380,800円以下
	D <sub>15</sub>	380,801円以上	549,000円以下
	D <sub>16</sub>	549,001円以上	579,000円以下
	D <sub>17</sub>	579,001円以上	700,900円以下
	D <sub>18</sub>	700,901円以上	849,000円以下
	D <sub>19</sub>	849,001円以上	1,041,000円以下
	D <sub>20</sub>	1,041,001円以上	

このため、同表の備考1中「C<sub>1</sub>階層」や「C階層」及び「C<sub>2</sub>階層」や「D<sub>1</sub>〜D<sub>20</sub>階層」並びに「第5条の4の2第6項」や「第5条の4の2第5項」並びに「同表の備考中2を削り」、「3を2とし」、同表の備考4中「3」や「2」に代め、同表の備考中4を3とす。

様式第1号の十一中

指定小児慢性特定  
疾病医療機関

自己負担上限月額	月額	円	階層区分
----------	----	---	------

指定小児慢性特定 疾病医療機関	自己負担上限月額	月額	円	階層区分
	食事療養費			

を  
ぬる。

様式第三号（表）中

世帯構成員名 個人番号	続柄	性別	生年月日	職 業 (勤務先)	(2)※ 階層区分	(3)※

(4)※ 所得 税額	(4)※ 備考	世帯構成員名 個人番号	続柄	性別	生年月日	職 業 (勤務先)	(2)※ 階層 区分	(3)※ 市町 村民 税所 割額
------------------	------------	----------------	----	----	------	-----------------	------------------	------------------------------

4) 備考  
に改め、同様式の注意2中「所得税額」を「市町村民税等」に改め、同様式

(裏)中「所得税額」を「市町村民税等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年七月一日から施行する。  
(経過措置)

- 2 改正後の別表第一の規定は、この規則の施行の日以後の療育の給付に要する費用の徴収から適用し、同日前の療育の給付に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正前の児童福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

# 規則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

## 埼玉県規則第六十九号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表中三三四の項を三三五の項とし、一六八の項から三三三の項までを一項ずつ繰り下げ、一六七の項の次に次のように加える。

一六八	リバーハイツ春日部西金野井住宅	井	春日部市西金野	中層耐火	四九・九〇	二〇
-----	-----------------	---	---------	------	-------	----

### 附則

この規則は、令和二年七月一日から施行する。

# 告 示

## 埼玉県告示第七百三十三号

令和二年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

令和二年六月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
さいたま市	針ヶ谷第一	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
川越市	南古谷第四	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
川越市	南古谷第五	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
熊谷市	大麻生四	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
熊谷市	吉岡七	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
川口市	中央一	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
川口市	中央二	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
秩父市	神岡第四	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
秩父市	神岡第五	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
飯能市	双柳第十	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
飯能市	青木第一	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
本庄市	本庄一丁目一	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで

東松山市	東松山十四地区	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
狭山市	狭山第五十四	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
狭山市	狭山第五十五	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
深谷市	深谷第三十九	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
深谷市	深谷第四十	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
越谷市	越谷第六―三計画区	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
久喜市	新堀二	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
鶴ヶ島市	下新田地区	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
日高市	日高第四十五地区	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
伊奈町	大字小室一	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
小川町	青山一	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
小川町	青山二	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
ときがわ町	雲河原一	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
横瀬町	拾壹番	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
小鹿野町	長留十六	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
小鹿野町	下小鹿野一	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで

東秩父村	安戸四	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
神川町	阿久原十	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
神川町	阿久原十一	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第七百四号

埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第三十六条の規定により、令和元年度の公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

令和二年六月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕



請求及び申出の受付件数及び処理件数

実施機関	受付区分	受付件数			令和元年度処理件数					令和2年3月末現在未処理件数
		令和元年度受付件数	前年度からの繰越件数	計	開示	部分開示	不開示	取下げ	計	
知事	請求	4,444	60	4,504	1,331	2,668	247	165	4,411	93
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	4,444	60	4,504	1,331	2,668	247	165	4,411	93
教育委員会	請求	542	36	578	222	301	37	18	578	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	542	36	578	222	301	37	18	578	0
選挙管理委員会	請求	338	0	338	286	47	4	1	338	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	338	0	338	286	47	4	1	338	0



内水面漁場 管理委員会	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業 管理者	請求	29	0	29	17	8	0	4	29	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	29	0	29	17	8	0	4	29	0
病院事業 管理者	請求	3	0	3	0	0	1	2	3	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	3	0	3	0	0	1	2	3	0
下水道事 業管理者	請求	2	0	2	0	2	0	0	2	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2	0	2	0	2	0	0	2	0

地方独立 行政法人	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	請求	1,525	62	1,587	379	1,092	31	8	1,510	77
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1,525	62	1,587	379	1,092	31	8	1,510	77
合計	請求	6,930	158	7,088	2,265	4,134	321	198	6,918	170
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	6,930	158	7,088	2,265	4,134	321	198	6,918	170

- 注 1 「請求」とは埼玉県情報公開条例第 7 条に規定するものからの請求をいい、  
「申出」とは同条例第 21 条第 1 項に規定するものからの申出をいう。
- 注 2 件数は、公文書の件数である。

# 告 示

## 埼玉県告示第七百五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年六月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
医療機関等向けサージカルマスク 1,540,000枚
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県環境部環境政策課総務経理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年5月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社山商 東京都荒川区東日暮里3丁目9番11号
- 5 契約金額  
54,208,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第七百六号

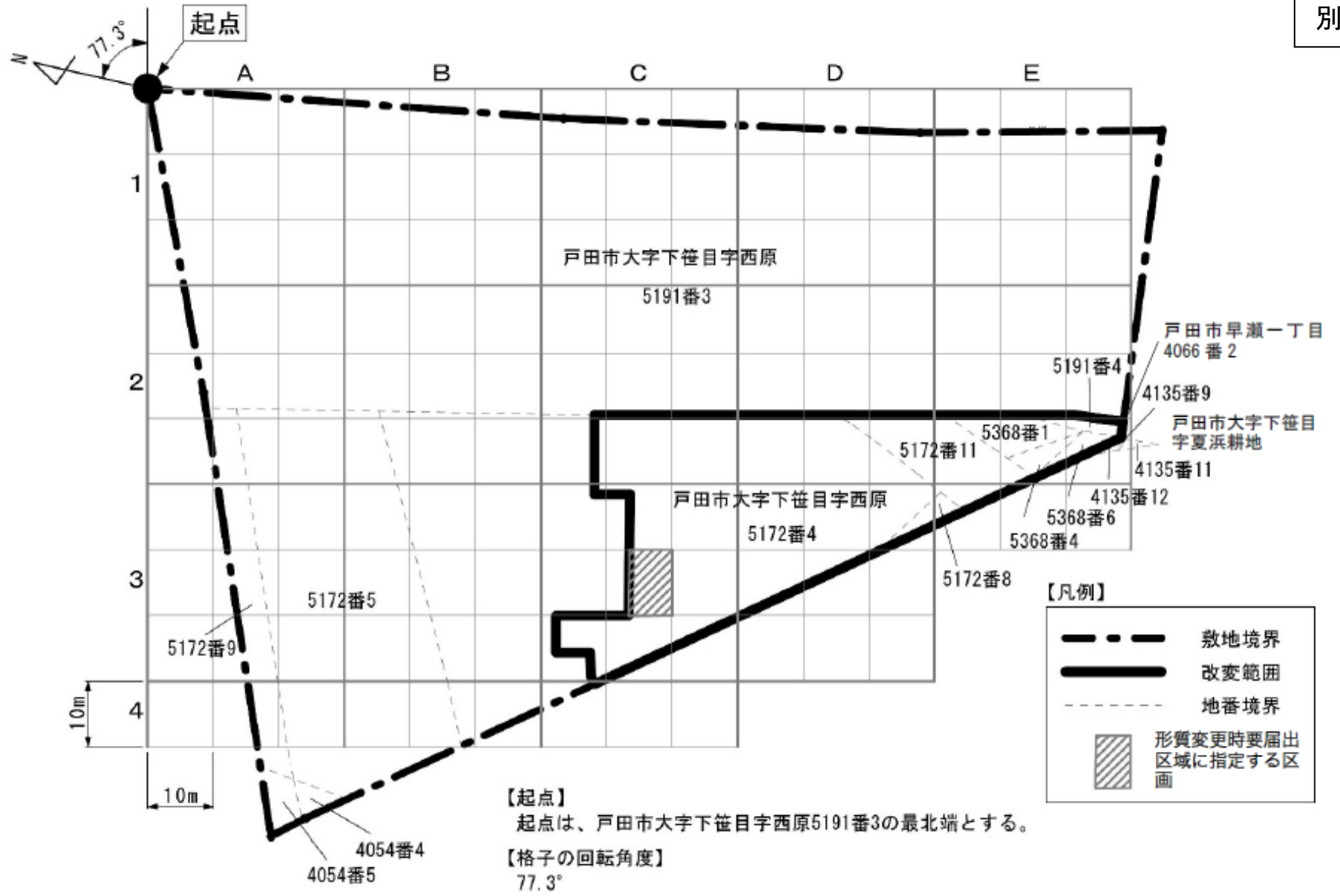
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和二年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域  
別図のとおり（埼玉県戸田市大字下笹目字西原五千百七十二番四の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物





# 告示

## 埼玉県告示第七百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和二年六月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
たかさご耳鼻咽喉科	高砂 江佐央	春日部市粕壁東一―六―二	令和二年六月七日
しゅろのき内科クリニック	医療法人社団むすび	久喜市青葉五―一五―一	令和二年五月一日
松本内科医院	松本 幸子	上尾市浅間台三―二八―一	令和二年五月一日
上尾ふれあいクリニック	医療法人社団關口醫院	上尾市平方四二七七―五	令和二年六月一日
医療法人社団由佑会 さくらクリニック	医療法人社団由佑会	上尾市上尾村五四二―一	令和二年五月一日
医療法人いしどりクリニック	医療法人いしどりクリニック	草加市苗塚町四一八―一	令和元年六月一日

とも歯科クリニック	いしはた歯科クリニック	医療法人社団みのり会 埼玉北メープルクリニック	のぐち内科クリニック	さいとう内科クリニック	医療法人善慈会 善能寺クリニック	おだ内科	田口皮膚科医院	葵クリニック	くろだ内科クリニック
中川 智彦	伸会	医療法人社団みのり会	愛会	齋藤 重信	医療法人善慈会	島 芳憲	医療法人緑会	社会福祉法人京悠会	医療法人せせらぎ
上尾市今泉一六一二	九ゆきビル一階	久喜市久喜中央一三一一 坂戸市千代田三一一四ブ ランシュ千代田一〇一 号室	一 鶴ヶ島市脚折町六一二八	〇 トータスビル一階 坂戸市伊豆の山町二二一一	坂戸市善能寺二三二一一	蓮田市馬込二一三〇〇	新座市東北二一〇一九N OBLESSE一A	所沢市下富一二〇二一一	朝霞市溝沼七六〇 朝霞溝沼 医療センター一F
令和二年三月十六日	一日	令和二年六月一日	一日	令和二年六月一日	令和二年四月一日	令和二年五月一日	令和二年五月一日	令和二年六月一日	平成二十九年十二月一日

店	セキ薬局 狭山市	おのだ薬局	調剤薬局日本メデイカルシステム 志木店	スギ薬局 フジモール吹上店	フタバ薬局 わらび店	いるか薬局 杉戸店	さくら歯科医院	とみた歯科医院	みどりちよう歯科クリニック	しもやま歯科クリニック	和光市歯科
品	株式会社セキ薬	小野田 順子	日本メデイカルシステム株式会社	株式会社スギ薬局	株式会社ハイブリッドブレイン	Y&R 有限会社	岡田 英治	KC 医療法人社団 Y	政会 医療法人社団 好	SC 医療法人社団 K	和会 医療法人社団 令
	狭山市祇園二六―三五	所沢市上安松一―一一	志木市本町五―二五―八ドゥーセットビル二階	I M A L L 吹上店一階	蕨市北町三―四―二八	北葛飾郡杉戸町杉戸四―一―一―二六	北本市中央二―九〇ウチダアネックス二〇〇〇 二F	秩父市蒔田二二七三―一	三 熊谷市美土里町一―七一―	ルク新所沢一階	M T C ビル六階 和光市丸山台一―一〇―一
一日	令和二年六月一日	平成三十年一月一日	令和二年五月十一日	令和二年五月一日	令和二年五月一日	令和二年六月一日	令和二年四月一日	平成三十年十月二日	令和二年五月一日	令和二年三月一日	令和二年五月一日

市川薬局	さくら薬局株式会社	比企郡小川町小川四九七― 一一	令和二年五月 一日
ひまわり薬局 高坂店	株式会社グラ― スファアルマ	東松山市高坂八九七―二	令和二年六月 一日
こすもす薬局北本店	ミネルヴァファ ―マ合同会社	北本市中央二―六二	令和二年五月 一日
訪問看護ステ―シヨ ンあやめ久喜	株式会社ファ― ストナース	久喜市鷺宮四―二〇―一八	令和二年六月 一日
訪問看護ステ―シヨ ン A L W A Y S 上 尾	株式会社ハ―ト カンパニー	上尾市仲町一―八―三一シ ンワエクセルビル二〇一	令和二年六月 一日
あんしん訪問看護リ ハビリステ―シヨ ン 熊谷営業所	あんしん看護株 式会社	熊谷市本石一―九〇	令和二年六月 一日
つばさ訪問看護広瀬	株式会社ダブル ウイング	熊谷市広瀬五四三―二	令和二年六月 一日
ひだまり訪問看護リ ハビリステ―シヨ ン	株式会社ケアサ ―ビス彩松	東松山市松山町二―九―四 七アイプラザ一〇三	令和二年四月 一日
東松山訪問看護リ ハビリステ―シヨ ン ピアラポ	株式会社ピアラ ポ	東松山市元宿二―二七―七 高橋ビルII一〇七号	令和二年五月 一日
あおきりハビリ訪問 看護ステ―シヨ ン	あおき総合リハ ビリ株式会社	行田市城西二―六―六クレ スト城西一〇三	令和二年三月 一日

二 指定施術機関

氏名	住所	名称	施術所		指定年月日
			所在地		
武田 紘輝		槻ステーション KEIROW岩	さいたま市岩槻区諏訪二 一―六カメタニビルズ二 三〇五号室		令和二年五月 二十八日
吾 大美賀 優		あみ鍼灸院	東京都墨田区太平二―三― 一三		令和二年六月 一日
齋坂 京子		斉坂指圧治療院	坂戸市本町一七―一五		令和二年五月 一日
甲田 礼子		株式会社夢心	三郷市三郷二―一四―一二		令和二年五月 一日
長田 功		訪問医療マツサ ―ジKEIRO W保谷ステーシ ョン	東京都西東京市東町二―一 五―二五山西ビル二〇二		令和二年六月 九日
寺田 京平		たかね接骨院	三郷市中央二―二―一〇		令和二年六月 一日
高 敬正		せんば接骨院	茨城県水戸市千波町一七四 四―一七		令和二年五月 一日
松本 剛弥		縄文の丘整骨院	志木市柏町一―二〇―三七		令和二年六月 一日
鈴木 章仁		フオルク志木整 骨院鍼灸院	志木市幸町三―四―一〇J UN志木ハイツ一〇三		令和二年六月 一日
天津 大輔		あまつ接骨院	草加市西町一―六五―一― C一〇一		令和二年六月 一日

# 告示

## 埼玉県告示第七百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和二年六月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
もとき歯科医院	所在地	北本市下石戸下一二 四八―三	北本市下石戸一―四二 八
訪問看護ステーションにし色マ ップ	所在地	坂戸市南町八―一〇 ヴァンテアンビル一 〇三号	坂戸市泉町五―七

### 二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	施術所	所在地		
塚原 芽久美	施術所	所在地	上尾市原新町一九 ―一友光ビル一F	上尾市緑丘三―三 ―一―二PAPA ショッピングアヴェ ニューB棟
山口 泰弘	施術所	所在地	草加市青柳七―九 ―一二二	吉川市美南五―三 〇―六
山田 政輝	施術所	所在地	日高市高萩五八二 マンション高萩I― 二〇五	日高市中沢七二九 ―一五

松崎 那輝	
施術所	
所在地	名称
上尾市原新町一九   一 一 F	訪問医療マツサー ジ K E i R O W 上尾 ステーシヨン
上尾市緑丘三   三   一   二 P A P A シヨツピンググアヴェ ニュー B 棟	K E i R O W 上尾ス テーシヨン



# 告示

## 埼玉県告示第七百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年六月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
しゅろのき内科クリニック	久喜市青葉五―一五―一	令和二年四月三十日
松本内科医院	上尾市浅間台三―二九―一六	令和二年三月三十一日
本田小児科医院	上尾市瓦葺一〇二二	令和二年四月一日
さくらクリニック	上尾市上尾村五四二―一	令和二年四月三十日
いしどりクリニック	草加市苗塚町四一八―一	令和元年五月三十一日
くろだ内科クリニック	朝霞市溝沼七六〇朝霞溝沼医療センター ―一F	平成二十九年十一月三十日
田口皮膚科医院	志木市本町六―一八―五医療ビル地下 一階	令和二年四月三十日

訪問看護ステーション ポラリス朝霞	市川薬局	入間川オレンジ薬局	フタバ薬局 わらび店	とみた歯科医院	みどりちよう歯科 クリニック	しもやま歯科クリ ニック	和光市歯科	とも歯科クリニック	いしはた歯科クリ ニック	のぐち内科クリニ ック	田谷医院
朝霞市本町二―二―三九みつばレジ デンス朝霞	比企郡小川町小川四九七―一―	狭山市富士見一―七―三	蕨市北町三―四―二八	秩父市蒔田二二七三―一―	熊谷市美土里町一―七―一三	所沢市緑町四―五―一六―一〇二	和光市丸山台一―一〇―一MTCビル 六F	上尾市春日一―四―二〇いなげや内	久喜市久喜中央一―三―一九	鶴ヶ島市脚折町六―二八―一	行田市長野一三九六―三
令和二年三月三十 一日	令和二年四月三十 日	平成三十年十二月 三十一日	令和二年四月三十 日	平成三十年十一月 三十日	令和二年四月三十 日	令和二年二月二十 九日	令和二年四月三十 日	令和二年三月十五 日	令和二年四月三十 日	令和二年四月三十 日	令和二年四月三十 日

訪問看護ステーション あい	入間市上小谷田三五―一ベルセゾンB 棟一〇二号	令和二年四月三十日
------------------	----------------------------	-----------

二 指定施術機関

林啓三	氏名		
	住所		
有限会社県民福祉 サービス治療院も みの木	名称	施 術 所	所在地
所沢市くすのき台三 ―一三―一			
令和二年六月一日	廃止年月日		

# 告示

## 埼玉県告示第七百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和二年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
短期入所介護 のぞみの里	熊谷市拾六間 二九九―一	社会福祉法人 白寿会	短期入所生活 介護	令和元年八月一 日
グループホーム 上新井苑	所沢市山口三 三八―二	株式会社ヴオ ルフアート	介護予防認知 症対応型共同 生活介護	令和二年二月一 日
医療法人桂水 会 岡病院	本庄市北堀八 一〇	医療法人桂水 会	訪問リハビリ テーション 訪問看護 介護予防訪問 看護 介護予防訪問 リハビリテー ション 居宅療養管理 指導	令和二年二月一 日
ひかり薬局	羽生市下新郷 一〇五四―二	有限会社アド ニス	介護予防居宅 療養管理指導	令和二年四月一 日

# 告示

## 埼玉県告示第七百一十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和二年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
セイムス 蕨中央薬局	事業所名	蕨中央薬局	セイムス 蕨中央薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
パール薬局 溝沼店	事業所名	平成薬局	パール薬局 溝沼店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
セイムス タツミ薬局	事業所名	タツミ調剤薬局	セイムス タツミ薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
パール薬局 鶴瀬店	事業所名	信和薬局	パール薬局 鶴瀬店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

セイムス氷川薬局	パール薬局鶴瀬西店	株式会社福祉協同 サービス 業所 中央営	パール薬局三芳町店	セイムス平方薬局
称 事業所名	称 事業所名	事業所 所在地	称 事業所名	称 事業所名
川あい薬局 氷	スマイル薬局	三郷市新和五 一六一―二	みずほ台薬局	平方薬局
薬局 セイムス氷川	パール薬局鶴瀬 西店	三郷市谷口六 一七	パール薬局三芳 町店	セイムス平方 薬局
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸 与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用 具販売	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導

薬局 セイムス桶川若宮	2号店 パール薬局新座北野	店 パール薬局西みずほ台	店 パール薬局新座北野	パール薬局所沢店	パール薬局新座店
称事業所名	称事業所名	称事業所名	称事業所名	称事業所名	称事業所名
川あい薬局 桶	2号店 くるみ薬局	彩薬局	くるみ薬局	恵和薬局	かもめ薬局
若宮薬局 セイムス桶川	北野2号店 パール薬局新座	ずほ台店 パール薬局西み	北野店 パール薬局新座	店 パール薬局所沢	店 パール薬局新座
介護予防居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導

# 告示

## 埼玉県告示第七百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
中里小児科医院	入間市扇町屋三   四   一八	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和二年四月一日
岡病院	○本庄市北堀八一	訪問看護 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十年三月三 十一日



戸田市立介護老人 保健施設				すや薬局宮本店		すばる薬局		パル薬局所沢店	
戸田市美女木四  二〇 六				本庄市千代田一  四 二三		狭山市富士見一  七 六		所沢市榎町一二  七	
介護予防短期入 所療養介護	介護予防通所リ ハビリテーション	短期入所療養介 護	通所リハビリテ ーション	介護予防居宅療 養管理指導	居宅療養管理指 導	介護予防居宅療 養管理指導	居宅療養管理指 導	介護予防居宅療 養管理指導	居宅療養管理指 導
平成三十年三月三 十一日				令和二年三月三十 一日		令和二年三月三十 一日		令和二年三月三十 一日	



# 告 示

## 埼玉県告示第七百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年六月二十五日認可した。

令和二年六月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

備前堀土地改良区

二 事務所所在地

加須市

# 告 示

## 埼玉県告示第七百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年六月二十五日認可した。

令和二年六月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 名称

羽生領島中領用排水路土地改良区

### 二 事務所所在地

加須市

## 告示

### 埼玉県告示第七百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和二年関東地方整備局告示第二百十号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和二年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 施行者の名称

埼玉県

#### 二 事務所の所在地

埼玉県朝霞市浜崎六百七十八番地

#### 三 都市計画事業の種類及び名称

新座都市計画道路事業三・四・一号保谷朝霞線

#### 四 事業施行期間

令和二年六月二十二日から令和十二年三月三十一日まで

#### 五 事業地の所在

##### イ 収用の部分

埼玉県新座市野寺二丁目、野寺三丁目及び野寺四丁目地内

##### ロ 使用の部分

なし

## 告 示

### 埼玉県告示第七百十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一六一―一―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県所沢市くすのき台一丁目一番一 他七十三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千四百四・二一立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第七百十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一七―三十一―四号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間郡三芳町大字上富字東永久保二千二百八十九番五 他二十筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千百九十三・九四立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第七百十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年六月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕



## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

大宮公園清掃・警備業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和2年10月1日（木）から令和5年9月30日（土）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

大宮公園

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第277号）に基づき、業種区分「建築物の管理に関する業務」のA等級に格付けされ、「清掃」及び「人間警備」に登録している者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (5) 令和2年6月30日以前の過去5年間において、国又は地方公共団体が所有し、又は管理する建築物の日常清掃業務（10,000㎡以上）及び警備業務（人間警備業務）を受託し、それぞれ1年以上誠実に履行した実績を有する者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-0803 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町4丁目 埼玉県大宮公園事務所  
総務管理担当 小林、浅見 電話048-641-6391（代表）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年8月28日（金）午前9時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年8月27日（木）午後5時まで（必着）

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年8月28日（金）午前9時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県大宮公園事務所 令和2年8月28日（金）午前10時

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和2年8月7日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和2年7月6日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））

へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required:

Cleaning and security services for Omiya Park

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic tender system or in person: 9:00 a.m., August 28, 2020

By registered mail: 5:00 p.m., August 27, 2020

(3) Contact Information:

Omiya Park Office, Department of City Development, Saitama Prefectural Government.

Takahana-cho 4, Omiya-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0803

Ph. 048-641-6391

## 告示

### 埼玉県告示第七百十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第七十七条の三十第一項の規定による監督命令をしたので、同条第二項の規定により、公示する。

令和二年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 監督命令をした年月日

令和二年六月二十六日

#### 二 監督命令を受けた指定確認検査機関の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名

名	称	事務所の所在地	代表者の氏名
株式会社埼玉建築確認 検査機構	埼玉県さいたま市浦和 区常盤三丁目十二番二 十七号	鈴志野 具二夫	

#### 三 監督命令の内容

指定確認検査機関として交付した確認済証が、法第六条の二第六項の規定に基づく通知を受けて失効したことに鑑み、当該事案が発生した原因を分析した上で、建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを見過ごすという不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画を令和二年七月三十一日までに提出すること。

なお、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監査役の確認を経た上で、四半期ごとに埼玉県知事に報告すること。

#### 四 監督命令の原因となった事実

蓮田市内の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、法第五十六条の二第一項の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として、確認済証を交付した。その後、法第六条の二第六項の規定に基づく通知を受け当該確認済証が失効した。

# 告 示

## 埼玉県告示第七百二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年六月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

検視支援システムタブレット端末機器等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁

目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年6月3日

4 落札者の氏名及び住所

N T Tファイナンス株式会社 東京都港区港南1丁目2番70号

5 落札金額

34,108,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年4月21日

# 告示

## 埼玉県計量検定所長告示第四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和二年六月三十日

埼玉県計量検定所長 石川 和 正

### 一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が二百五十キログラム以下の機械式はかり（分銅及びおもりを含む。）

### 二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期日	時間	場所
戸田市	令和二年八月五日及び同月六日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	戸田市役所南側駐車場
蕨市	令和二年八月十八日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	蕨市民会館駐車場
東秩父村	令和二年八月二十日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	東秩父村役場前駐車場
狭山市	令和二年八月二十五日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	狭山市市民会館駐車場
	令和二年八月二十六日及び同月二十七日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	農村環境改善センター駐車場
	令和二年八月二十八日	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	智光山公園正面駐車場



	秩父市		小鹿野町	皆野町		横瀬町	長瀬町	和光市
	令和二年九月十五日	令和二年九月十四日	令和二年九月十一日	令和二年九月十日	令和二年九月九日	令和二年九月八日	令和二年九月七日	令和二年九月一日
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで
秩父市役所荒川総合支所駐車場	大滝振興会館駐車場	小鹿野総合センター駐車場	小鹿野町役場両神庁舎駐車場	皆野町役場駐車場	横瀬町活性化センター駐車場	横瀬町総合福祉センター駐車場	長瀬町中央公民館駐車場	和光市役所駐車場

富士見市	越生町							
	令和二年九月二十九日	令和二年九月二十八日	令和二年九月二十五日	令和二年九月二十四日	令和二年九月二十三日	令和二年九月十七日及び 同月十八日	令和二年九月十六日	
	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午後一時から三時 まで	午前十時から正午 まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで
	越生自然休養村セ ンター駐車場	越生町中央公民館 駐車場	原谷公民館駐車場	大田公民館駐車場	尾田蒔公民館駐車 場	影森公民館駐車場	秩父市役所駐車場	秩父市役所吉田総 合支所駐車場
令和二年十月十四日及び 同月十五日								
午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで								
富士見市役所本庁 舎前駐車場								

新座市	朝霞市	志木市	ふじみ野市	
令和二年十一月十二日 及び同月十三日	令和二年十月二十六日 及び同月二十七日	令和二年十月二十二日	令和二年十月二十日	令和二年十月十九日
午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで
新座市民会館駐車 場	朝霞市産業文化セ ンター第二駐車場	志木市健康増進セ ンター駐車場	ふじみ野市役所公 用車駐車場	ふじみ野市大井総 合支所駐車場

# 告示

## 埼玉県計量検定所長告示第五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和二年六月三十日

埼玉県計量検定所長 石川 和正

### 一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が百五十キログラムを超え二百五十キログラム以下の電気式はかりを使用する者（ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する者を除く。）が使用するひょう量が二百五十キログラム以下の電気式はかり

### 二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期日	場所
狭山市	令和二年八月二十五日から十一月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を除く。）を除外。）	計量器の所在場所
和光市	令和二年九月一日から令和二年十二月一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除外。）	同右
長瀨町	令和二年九月七日から十二月七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除外。）	同右
横瀬町	令和二年九月八日から十二月八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除外。）	同右
皆野町	令和二年九月九日から十二月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除外。）	同右

新座市	朝霞市	志木市	ふじみ野市	富士見市	秩父市	小鹿野町
令和二年十一月十二日から令和三年二月十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和二年十月二十六日から令和三年一月二十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和二年十月二十二日から令和三年一月二十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和二年十月十九日から令和三年一月十九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和二年十月十四日から令和三年一月十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和二年九月十四日から十二月十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	令和二年九月十日から十二月十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右

# 告示

## 埼玉県計量検定所長告示第六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

令和二年六月三十日

埼玉県計量検定所長 石川 和正

### 一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じて、それぞれ当該イ又はロに掲げる非自動はかり（分銅及びおもりを含む。以下同じ。）

イ ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを使用している者 電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える機械式はかり

ロ ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを使用していない者であつて、ひょう量が百五十キログラム以下の電気式はかりを使用している者（ひょう量が百五十キログラムを超え、二百五十キログラム以下の電気式はかりを併せて使用する者を除く。） ひょう量が百五十キログラム以下の電気式はかり

### 二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期日	場所
狭山市	令和二年八月二十五日から十一月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を除く。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
和光市	令和二年九月一日から令和二年十二月一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右
長瀨町	令和二年九月七日から十二月七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右



## 告 示

### 埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年六月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月三十日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 金子 勉

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 根岸本町線
- 三 道路の区域



新	旧	旧 新 別
川口市大字安行領根岸字外谷田 三〇五二番一地从先から 同市大字安行領根岸字外谷田三 〇六一番一地从先まで		区 間
一七・六四 ) 二八・〇七	一〇・〇〇 ) 二一・九一	敷地の幅員 (メートル)
九六・〇九		延 長 (メートル)
道路拡幅工事による。		備 考

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和二年六月三十日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 檜原 徹

第一号	指定番号
第一項第五号	指定に係る道路の種類
第九日	指定の年月日
百十三番六、千八百十三番一	指定に係る道路の位置
三十三・二五	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
五・五〇	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)
建築基準法 第四十二条	
令和二年六月十	
埼玉県児玉郡上里町大字七本木字三軒西前千八	